

泉大津市「府営なぎさ住宅」の騒音・粉塵被害の軽減を求める運動

泉大津市「府営なぎさ住宅」自治会 包国 博 2015. 2. 1

1、府営なぎさ住宅の概要と道路、及び騒音・粉塵被害の現状

(1) 府営住宅の概要と道路

泉大津市「府営なぎさ住宅」は泉大津の海浜を埋め立てた土地に1999年5月に大阪府が建設した。12階建総戸数326戸、一般向け、車椅子常用者向け、シルバーハウジング向けの高層住宅であり、4棟1・2階の20戸は国の福祉施策をうけ、高齢者に配慮した仕様と設備で装備する等「高齢者、弱者に優しい住宅」とされている。

写真のように阪神高速4号湾岸線が4号棟の18.5mの直近を走っている。(写真右の民間マンションは30m以上離れている)



(2) 住民の騒音・粉塵被害の訴え

「騒音がひどく夜も昼も眠れない」
 「インターホンの声もテレビの音も聞こえない」「廊下側は特にひどく読書も出来ず、今年、子どもが生まれたが、絶え間のない騒音が子どもの成長に悪影響を与えないかと不安」

「ひどい粉塵でカーテンが洗ってもすぐ真っ黒になり恐ろしくて窓を閉め切ったまま」「最近、子どもの咳が止まらず親も咳き込むようになった」「これ以上耐えられないと転居する人も増えている」など深刻な訴えが出されるようになってきた。

(3) 湾岸線の車の走行台数の推移

- ・ 関西空港開港時 (1994年) の交通量 33.174台
- ・ なぎさ住宅入居時 (1999年) " 48.952台
- ・ (2005年) " 50.777台
- ・ (2010年) " 51.347台
- ・ (2014年) " 60.800台

(4) この間の騒音測定の結果 (屋外)

測定した日・測定者・場所		昼間 (限度75dB)	夜間 (限度70dB)
2012. 5	泉大津市測定 9階	74.9dB	69.6dB
2012. 9	道公連測定 11階	75dB~80dB	-----
2012. 11	泉大津市測定 11階	76.7dB	71.4dB
2014. 11	泉大津市測定 11階	77.2dB	72.0dB
"	" 12階	77.5dB	72.2dB

※2013年10月に大阪府が実施した「屋内」の騒音測定の結果

4号棟1101号室の昼間騒音－55dB 夜間－50dB ※環境基準に準じる騒音基準 屋内「昼間45dB 夜間40dB」以下を大きく上回っていた。



2、住民側の大阪府・阪神高速㈱への要望と話し合い

住宅自治会は2012年11月の騒音測定結果が環境基準を超えているとして2013年3月に阪神高速へ遮音壁設置等の対策を要請、しかし回答は「道路構造上、遮音壁設置に耐えられない。運転者にスピード落とせのチラシを渡している。大阪府に二重ガラスにしてもらえ」との冷たいものであった。

又、同年10月に大阪府へ要請に行くも、回答は「府と阪神高速、泉大津市の三者で対応を話し合ってきたが構造上、遮音壁の設置が無理とのことなので二重ガラスの設置で了解してほしい」と提案がなされた。しかし自治会はあくまで発生源の対策を求めることを要望した。2014年6月には再度、自治会と阪神高速・大阪府・泉大津市との話し合いが持たれたが、住民の切実な訴えにも関わらず話し合いは進展していない。

3、阪神高速㈱・大阪府の当初の言い分

(1) 阪神高速㈱の言い分

阪神高速㈱の住民要求に対する立場は、非公式ながら「住宅は道路ができた後に立てられているから責任はない(後住)」というものである。また、道路は当初の環境アセスにもとづき法定手続きにそって建てられたものである。道路に後からドーム型の遮音壁等を取りつけることは構造上不可能であるというものである。

(2) 大阪府の言い分

大阪府はこの間の回答で、なぎさ住宅は公営住宅法にもとづき国が定める整備基準に沿って建てたものであり公営住宅の目的に沿っている。設計にあたっては高速道路に面する4号棟については高速道路側に廊下を配置して、廊下側の窓は遮音効果の高いアルミサッシュを採用したのでこのような騒音が出ることは予測していなかったというものである。

4、住宅自治会の具体的な要求について

自治会は2014年9月、以下のような要求をまとめて阪神高速(株)と大阪府に要望書を提出し、同9月30日、及び12月26日に相次いで三者との協議を行ってきた。

①「夜も昼も眠れない」「粉塵がひどく部屋の畳はザラザラ」等住民の生活破壊は深刻な状態になっている。

②騒音測定の結果は屋外、屋内とも環境基準を超えており早急な対策が必要。

③騒音・粉塵の原因は湾岸線を走る1日/6万台を超える車の走行にある。

現行の遮音壁や道路舗装及び住宅のサッシでは基準を超える騒音等を抑え切れていない。

④以上の点を確認した上で騒音等対策として引き続き————

- ・高速道路については、建設後20年を経過し劣化が激しくなっていることも考慮し、抜本的なメンテナンスを求める。その施策としてイ、遮音壁への対策 ロ、低騒音舗装への転換 ハ、ノージョイント化の導入等を要求する
- ・大阪府については住宅の騒音対策としてイ、窓を二重サッシとし、遮音性の高いガラスを導入する。又、4号棟の廊下の外腰部に防音板を設置することや、玄関に面して防音板を設置する等を求めていく。

5、最近の動向

2014年10月27日にはよみうりテレビの「ニュースてん」が約20分、なごさ住宅の問題を取材し放映した。内容的には被害の深刻さを明らかにし阪神高速(株)・大阪府に責任と対策の必要性を迫る内容であった。

2015年に入って、阪神高速(株)より連絡があり、昨年10月に実施した路面調査でジョイント部に舗装表層の剥落等があったため、1月19日～22日に一部、車の通行を止めて工事を行う旨の通知があった。

自治会としては引き続き阪神高速(株)・大阪府との話し合いを行い、具体的な回答を引き出し、対策の実施を目指して取り組みを進める。



2012年9月に大阪道公連が行った騒音測定風景

すぐ左側に高速道路が走っている！